

を
「

都市計画課	盛土対策室
-------	-------

」

に改める。
 第10条の表中「土佐郡土佐町及び大川村」を「土佐郡土佐町」に改める。
 第10条の2を次のように改める。
 (地産地消・外商課員駐在所)
第10条の2 地産地消・外商課が所掌する事務の一部を行うため、シンガポールに地産地消・外商課員駐在所を置き、その名称は、高知県シンガポール事務所とする。
 第17条第20号中「個人情報保護」を「個人情報の保護」に改める。
 第45条第11号中「関すること」を「関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)」に改める。
 第49条第6号中「高知県スポーツ推進審議会」を「高知県スポーツ振興県民会議」に改める。
 第52条の2第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 産学官民連携によるイノベーションの創出に関すること(他の課の主管に属する事項を除く。)
 第53条第5号中「高知家プロモーション」を「高知家を活用したプロモーション」に改める。
 第55条第2号中「高知県移住促進・人材確保センター」を「高知県UIターンサポートセンター」に改める。
 第77条第1号中「人・農地プラン」を「地域計画」に改める。
 第81条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。
 (7) 企業参入の促進に関すること。
 第88条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。
 (3) 再造林推進プランに関すること。
 第91条第18号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。
 (18) 四国カルスト県立自然公園公園施設に関すること。
 第91条の2中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同条第17号中「管理型産業廃棄物最終処分施設」を「管理型産業廃棄物最終処分場」に改め、同条第16号とし、同条の次に次の1号を加える。
 (17) 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に伴う佐川町及び日高村の振興策等に関すること。
 第101条第23号を同条第24号とし、同条第22号の次に次の1号を加える。
 (23) 「四国8の字ネットワーク」に係る用地の先行取得事業に関すること。
 第107条第17号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。
 (17) 盛土等の規制区域に関すること。
 第144条中「及び技術指導」を「、情報の収集、解析及び提供並びに技術指導等」に改める。
 第145条第3号中「技術指導等」を「研修及び技術指導」に改め、同条第4号中「処理」を「解析」に改め、同条第10号中「高知県感染者情報センター」を「高知県感染症情報センター」に改める。
 第146条第2号を次のように改める。
 (2) 生活科学課
 第147条第1項第1号を次のように改める。
 (1) 微生物による疾病の予防に関する調査研究及び試験検査に関すること。
 第147条第1項第2号中「調査研究」を「微生物学的な調査研究及び試験検査」に改め、同項第

3号及び第4号を次のように改める。
 (3) 微生物による健康危機事象の疫学的な調査研究及び試験検査に関すること。
 (4) 食品及び飲料水の微生物学的な調査研究及び試験検査に関すること。
 第147条第1項第7号を次のように改める。
 (7) 微生物のゲノム解析等、遺伝子に関する調査研究及び試験検査に関すること。
 第147条第1項第9号中「技術指導」を「研修及び技術指導」に改め、同条第2項中「食品科学課」を「生活科学課」に改め、同項第13号中「技術指導」を「研修及び技術指導」に改め、同条第11号中「試験検査」を「調査研究及び試験検査」に改め、同条第12号中「食品科学」を「生活科学」に改め、同条第13号中「試験検査」を「理化学的な調査研究及び試験検査」に改め、同条第11号中「試験検査」を「理化学的な調査研究及び試験検査」に改め、同条第9号中「試験検査」を「理化学的な調査研究及び試験検査」に改め、同条第10号中「試験検査」を「理化学的な調査研究及び試験検査」に改め、同条第8号を削り、同条第7号中「試験検査」を「調査研究及び試験検査」に改め、同条第9号とし、同条第6号中「理化学的試験検査」を「理化学的な調査研究及び試験検査」に改め、同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「家庭用品、」を削り、同条第6号とし、同条第3号中「調査研究」を「調査研究及び試験検査」に改め、同条第5号とし、同条第2号を削り、同条第1号中「検査並びに臨床検査」を「理化学的な調査研究及び試験検査」に改め、同条第4号とし、同条第1号から第3号までとして次の3号を加える。
 (1) 理化学的要因による疾病の予防に関する調査研究及び試験検査に関すること。
 (2) 健康の保持、増進等に係る理化学的な調査研究及び試験検査に関すること。
 (3) 理化学的要因による健康危機事象の疫学的な調査研究及び試験検査に関すること。
 第147条第3項第10号中「技術指導」を「研修及び技術指導」に改める。
 第215条第1項第3号及び第2項第4号中「補償」を「補償並びに県有土地改良財産の維持管理及び処分」に改め、同項第7号を削る。
 第250条の2第2項を削る。
 第254条第21号を次のように改める。
 (21) 高知県幡多土木事務所においては、次に掲げる事項
 ア 建築基準法に関すること。
 イ 建築士法に関すること。
 ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。
 エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること。
 オ アからエまでに掲げるもののほか、建築指導に関すること。
 第255条第1項の表高知県高知土木事務所の項中「河川管理課」を「河川・公園管理課」に改め、同条第2項の表高知県幡多土木事務所宿毛事務所の項中「施設管理課」を「ダム建設管理課」に改める。
 第256条第7項中「河川管理課」を「河川・公園管理課」に改め、同条第11項中「施設管理課」を「ダム建設管理課」に改める。
 第279条第1項中「、理事・大阪事務所長」を削る。
 第301条第2項の表中

分場長	分場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
消防防災航空隊長	消防防災航空隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

」
 を
 「 _____ 」

消防防災航空隊長	消防防災航空隊の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長補佐	室長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

に改め、

関西圏経済連携推進企画監	関西圏との経済連携推進に関する事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
--------------	--

を削る。

第303条第1項の表中

室	室長 チーフ（必要があると認める室に限る。）
---	---------------------------

を

室	室長 室長補佐（必要があると認める室に限る。） チーフ（必要があると認める室に限る。）
---	---

に改める。

第304条第1項の表中

分場	分場長
----	-----

を削り、同条第2項の表中「関西圏経済連携推進企画監」を削る。

第305条の表中

福祉指導課の職員	長寿社会課、障害福祉課、障害保健支援課及び子ども家庭課並びに教育委員会事務局幼保支援課の職員のうちから福祉指導課長が命じた者
----------	--

を

福祉指導課の職員	長寿社会課、障害福祉課、障害保健支援課及び子ども家庭課並びに教育委員会事務局幼保支援課の職員のうちから福祉指導課長が命じた者
中山間地域対策課の職員	地域支援企画員（総括）及び地域支援企画員

に改める。

第306条の表高知県個人情報保護制度委員会の項、高知県個人情報保護審査会の項及び高知県公

文書管理委員会の項を削り、同表中

高知県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	法務文書課
------------	--	-------

を

高知県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務	法務文書課
------------	--	-------

高知県公文書管理委員会	高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第31条第1項の規定による同条例第14条第3項、第25条第2項及び第32条の規定によりその権限に属させられた事項（同条例第33条の規定によるものを含む。）並びに同条例第31条第2項の規定による公文書等の管理に関する重要事項についての実施機関への意見の開陳に関する事務	法務文書課
-------------	---	-------

高知県個人情報保護審査会	高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）第9条第1項及び第2項の規定による知事の諮問に対する答申に関する事務	法務文書課
--------------	---	-------

	高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）第4条及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例第9条第3項の規定による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じたの同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事への建議に関する事務	法務文書課 市町村振興課
--	--	-----------------

に改め、同表高知県子ども・子育て支援会議の項中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改め、同表中

高知県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ課
--------------	--	-------

を

高知県スポーツ	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定	スポーツ課
---------	-----------------------------	-------

振興県民会議

に基づく地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。